

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律

(昭和六十一年五月二十七日法律第七十四号)

最終改正:平成一七年七月二六日法律第八七号

(最終改正までの未施行法令)

[平成十六年六月九日法律第八十八号](#) (未施行)

[平成十七年七月二十六日法律第八十七号](#) (未施行)

[第一章 総則\(第一条 第三条\)](#)

[第二章 登録\(第四条 第十条\)](#)

[第三章 業務\(第十一条 第二十三条の六\)](#)

[第四章 投資一任契約に係る業務\(第二十四条 第三十三条\)](#)

[第五章 監督\(第三十四条 第四十一条\)](#)

[第六章 証券投資顧問業協会\(第四十二条 第四十八条\)](#)

[第七章 雑則\(第四十九条 第五十三条\)](#)

[第八章 罰則\(第五十四条 第六十一条\)](#)

[附則](#)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者の一方が相手方に対して有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断(投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断(有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)に関し、口頭、文書(新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。)その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。

2 この法律において「投資顧問業」とは、顧客に対して投資顧問契約に基づく助言を行う営業をいう。

3 この法律において「投資顧問業者」とは、第四条の登録を受けて投資顧問業を営む者をいう。

4 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約

二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を政令で定める者に再委任することを内容とする契約

5 この法律において「有価証券」とは、[証券取引法](#) (昭和二十三年法律第二十五号) [第二条第一項](#) 及び [第二項](#) に規定する有価証券 ([同法第百八条の二第三項](#) の規定により国債証券又は [同法第六十五条第二項第三号](#) に規定する外国国債証券とみなされる標準物を含む。)をいう。

- 6 この法律において「有価証券指数等先物取引等」とは、有価証券指数等先物取引([証券取引法第二条第二十一項](#) に規定する有価証券指数等先物取引をいう。以下この条において同じ。)又は外国市場証券先物取引([同法第二条第二十三項](#) に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下この条において同じ。)のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引をいう。
- 7 この法律において「有価証券オプション取引等」とは、有価証券オプション取引([証券取引法第二条第二十二項](#) に規定する有価証券オプション取引をいう。以下この条において同じ。)又は外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引をいう。
- 8 この法律において「有価証券店頭指数等先渡取引」とは、[証券取引法第二条第二十五項](#) に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。
- 9 この法律において「有価証券店頭オプション取引」とは、[証券取引法第二条第二十六項](#) に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。
- 10 この法律において「有価証券店頭指数等スワップ取引」とは、[証券取引法第二条第二十七項](#) に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。
- 11 この法律において「有価証券等」とは、有価証券、有価証券指数([証券取引法第二条第二十一項](#) に規定する有価証券指数及びこの指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。)、[同条第二十五項](#) に規定する有価証券店頭指数又はオプション([同条第一項第十号の二](#) に規定するオプション及び当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。次項において同じ。)をいう。
- 12 この法律において「有価証券の価値等」とは、有価証券の価値若しくはオプションの対価の額又は約定指数、約定数値、現実指数、現実数値([証券取引法第二条第二十一項](#) に規定する約定指数、約定数値、現実指数又は現実数値及びこれらの数値と類似の数値であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るものをいう。)、店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数若しくは店頭現実数値([同条第二十五項](#) に規定する店頭約定指数、店頭約定数値、店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。)の動向をいう。
- 13 この法律において「証券取引行為」とは、[証券取引法第二条第八項第一号](#) から[第三号の二](#) までに掲げる行為をいう。

(投資判断の一任等の禁止)

第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資(以下この条において「投資判断の一任による投資」という。)を行うことを営業としてはならない。ただし、外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資判断の一任による投資を行う業務を営む法人が、投資判断の一任による投資を行うことを営業(認可投資顧問業者(第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者をいう。以下同じ。))その他政令で定める者のみを相手方として行うものに限る。)とする場合は、この限りでない。

第二章 登録

(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。ただし、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資顧問業を営む者が、認可投資顧問業者その他政令で定める者のみを相手方として投資顧問業を営もうとする場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 三 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- 四 営業所の名称及び所在地
- 五 業務の方法
- 六 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 七 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第六条 内閣総理大臣は、第四条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、投資顧問業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第七条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

三 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 第三十八条第一項の規定により第四条の登録若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律](#) (昭和二十六年法律第百九十八号) [第四十一条第一項](#)、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により[同法第六条](#) の認可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該登録又は認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)又はこの法律若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律](#) に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは認可(当該登録又は認可に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号及び第二十七条第二項第四号イにおいて「登録等」という。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法

人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 この法律、[証券取引法](#)、[外国証券業者に関する法律](#) (昭和四十六年法律第五号)若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律](#)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は[刑法](#) (明治四十年法律第四十五号)[第二百四条](#)、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 申請の日前五年以上以内に投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業([投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項](#)に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。)又は投資法人資産運用業([同条第十七項](#)に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)に関し著しく不適当な行為をした者

八 法人でその役員又は政令で定める使用人(第二十七条第二項第二号において「役員等」という。)のうちに第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号又は第三号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 投資顧問業者が死亡したとき。その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人
- 五 投資顧問業を廃止したとき。投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

2 投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、その効力を失う。

3 投資顧問業者が死亡した場合においては、相続人は被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、引き続き投資顧問業を営むことができる。相続人がその期間内に第四条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十二條まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項(第二号を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

(営業保証金)

第十条 投資顧問業者は、営業保証金を主たる営業所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

- 2 前項の営業保証金の額は、主たる営業所及びその他の営業所ごとに、投資顧問業者の営業の実情及び投資者の保護を考慮して、政令で定める額とする。
- 3 投資顧問業者は、政令で定めるところにより、当該投資顧問業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
- 4 内閣総理大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
- 5 投資顧問業者は、第一項の営業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、投資顧問業（投資顧問業の開始後新たに営業所を設置したことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあっては、当該営業所に係る投資顧問業）を開始してはならない。
- 6 投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に関し、当該投資顧問業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
- 7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 投資顧問業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第五十六条第一号において同じ。）を行い、その旨を遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（[社債等の振替に関する法律](#)（平成十三年法律第七十五号）[第二百二十九条第一項](#) に規定する振替社債等を含む。）をもつてこれに充てることができる。

- 10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、前条第一項各号に該当することとなつたとき、第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の営業所に係る投資顧問業の廃止その他の理由により営業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
- 11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第三章 業務

(標識の掲示)

第十一条 投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

- 2 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならない。

(広告等の規制)

第十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

- 2 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して広告をするときは、自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言の実績その他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
- 3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより内閣総理大臣が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行う助言の内容について保証しているかのように人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

- 一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 報酬に関する事項
- 三 第十八条から第二十条までの規定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 投資顧問業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(契約締結時の書面の交付)

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

- 一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 助言の内容及び方法
- 四 報酬の額及び支払の時期
- 五 契約の解除に関する事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)
- 六 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

3 前項において準用する前条第二項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行った有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引のうち当該顧客に対して助言を行ったものと同じ銘柄について取引を行った事実の有無

二 前号の場合において、取引を行った事実があるときは、その売買の別(有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項)

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(書面による解除)

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条第一項の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合において、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

(証券取引行為の禁止)

第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止)

第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。

(忠実義務)

第二十一条 投資顧問業者は、法令及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 投資顧問契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- 二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。
- 四 その助言を受けた取引により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)。
- 五 投資顧問契約を締結した顧客(当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客)相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした助言を行うこと。
- 六 特定の有価証券等に関し、助言を受けた顧客の取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした助言を行うこと(第五号に掲げる行為に該当するものを除く。)

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

2 投資顧問業者(法人である場合に限る。以下この項において同じ。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問業者の利害関係人(当該投資顧問業者の総株主の議決権([商法](#)(明治三十二年法律第四十八号)[第二百十一条ノ二第四項](#)に規定する種類の株式に係る議決権を除き、[同条第五項](#)の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三十条の三第二項において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者([投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項](#)に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。)が運用の指図を行う投資信託財産([同法第十四条第一項](#)に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。)に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人([同法第二条第十九項](#)に規定する投資法人をいう。以下同じ。)の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二 投資顧問業者の利害関係人である証券会社等(証券会社([証券取引法第二条第九項](#)に規定する証券会社をいい、[外国証券業者に関する法律第二条第二号](#)に規定する外国証券会社を含むものとする。以下同じ。)、証券仲介業者([証券取引法第二条第十二項](#)に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)又は許可外国証券業者([外国証券業者に関する法律第二条第二号の二](#)に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は登録金融機関([証券取引法第六十五条の二第三項](#)に規定する登録金融機関をいう。第三十条の三第二項第二号において同じ。)の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

三 投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受け([証券取引法第二条第八項第四号](#) に規定する有価証券の引受けをいう。以下同じ。)に係る主幹事会社(元引受け([同法第二十九条第三項](#) に規定する有価証券の元引受けをいう。)に係る契約(以下この号において「元引受契約」という。)を締結するに際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者([同法第二条第五項](#) に規定する発行者をいう。以下同じ。)又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社(以下この号において「引受幹事会社」という。)であつて、当該有価証券の発行価額の総額のうちその引受けに係る部分の金額(以下この号において「引受額」という。)が他の引受幹事会社の引受額より少なくない会社又はその受領する手数料、報酬その他の対価が他の引受幹事会社が受領するものより少なくない会社をいう。以下同じ。)である場合において、当該有価証券の募集([同法第二条第三項](#) に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。)又は売出し([同法第二条第四項](#) に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。)の条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

四 投資顧問業者の利害関係人である信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為
(業務の範囲)

第二十三条 投資顧問業者は、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業([証券取引法第二条第八項](#) に規定する証券業をいう。以下同じ。)又は信託業務を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
(投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第二十三条の二 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるの

は「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

- 2 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条の規定は、適用しない。
- 3 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為(顧客を相手方として行う[証券取引法第二条第十一項](#) 各号に掲げる行為を除く。)」とする。
- 4 投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為([外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項](#) に規定する取引所取引を除く。)」とする。
- 5 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、その行う投資顧問業に関して、第十九条の規定は、適用しない。
- 6 投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け([証券取引法第一百五十六条の二十四第一項](#) に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。)」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が[同項](#) に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。
- 7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介([証券取引法第一百五十六条の二十四第一項](#) に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。)」とする。

8 前各項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)

第二十三条の三 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

2 投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

(投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第二十三条の四 投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を図るため又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三条の五 投資顧問業者は、証券業を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報(当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している証券会社等の役員(国内における代表者([外国証券業者に関する法律第二条第九号](#) に規定する国内における代表者をいう。))を含む。))若しくは政令で定める使用人若しくは投資顧問業を兼営している個人である証券仲介業者が職務上知り得た証券業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の五第一号において同じ。)に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。
- 二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。
- 三 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第二十三条の六 投資顧問業者は、信託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行うこと。
- 二 有価証券の発行者又は証券業務(信託業務を営む金融機関が[証券取引法第六十五条第二項](#) 各号に掲げる有価証券又は取引について、[同項](#) 各号に定める行為を行う業務をいう。以下同じ。)に係る顧客に関する非公開情報(当該発行者の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない証券業務に関して取得した重要な情報であつて投資顧問契約を締結した顧客の取引に影響を及ぼすと認められるもの又は投資顧問業を兼営している信託業務を営む金融機関の役員若しくは政令で定める使用人が職務上知り得た証券業務に係る顧客の有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。第三十一条の六第二号において同

じ。)に基づいて、投資顧問契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした助言を行うこと。

三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした助言を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした助言を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第四章 投資一任契約に係る業務

(認可)

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。)でなければならない。

3 内閣総理大臣は、投資顧問業者に対し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登録に付記しなければならない。

(認可の条件)

第二十五条 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

(認可の申請)

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本の額

三 取締役及び監査役([株式会社](#)の監査等に関する商法の特例に関する法律 (昭和四十九年法律第二十二号) [第一条の二第三項](#) に規定する委員会等設置会社(第三十条において「委員会等設置会社」という。)にあつては、取締役及び執行役)の氏名

四 営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款、認可申請者の登記事項証明書、業務の内容及び方法に関する内閣府令で定める事項を記載した書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(認可の基準)

第二十七条 内閣総理大臣は、第二十四条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 認可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなければならない。

一 第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可(当該認可に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社等

二 役員等のうちに前号に規定する取消の日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもののある株式会社等

三 個人である主要株主(認可申請者が持株会社([私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律](#) (昭和二十二年法律第五十四号) [第九条第五項第一号](#) に規定する持株会社をいう。以下この号、第二十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。))の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が第七条第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの

ハ 第七条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当する者

四 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律第四十一条第一項](#)、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により[同法第六条](#) の認可を取り消され、又はこの法律若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律](#) に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ この法律、[証券取引法](#)、[外国証券業者に関する法律](#) 若しくは[投資信託及び投資法人に関する法律](#) 又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうち第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者のある者

3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、[商法第二百十一条ノ二第四項](#) に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、[同条第五項](#) の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。)の百分の二十(会

社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

4 第二項第三号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権([商法第二百十一条ノ二第四項](#)に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、[同条第五項](#)の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

6 第三項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十八条 認可投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(投資一任契約に係る業務の廃止等の届出)

第二十九条 認可投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

二 第二十三条の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

三 第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

四 第三十一条第二項の認可に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

五 第三十一条第三項の届出の内容に変更があつたとき又は当該届出に係る業務を廃止し、休止し、若しくは再開したとき。

六 その他投資一任契約に係る業務に関する事項で内閣府令で定める事項に該当することとなつたとき。

2 認可投資顧問業者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(主要株主の届出)

第二十九条の二 認可投資顧問業者の主要株主(第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。

次条、第二十九条の四及び第三十六条第二項において同じ。)となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該認可投資顧問業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第二十七条第二項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(主要株主に対する措置命令)

第二十九条の三 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者の主要株主が第二十七条第二項第三号

イから八まで又は第四号イから八までのいずれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第二十九条の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくな

つたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第二十九条の五 前三条の規定は、認可投資顧問業者を子会社(第二十七条第四項に規定する子会社をいう。第三十六条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては執行役、外国の法令に準拠して設立された法人にあつては[商法第四百七十九条第一項](#)に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(忠実義務)

第三十条の二 認可投資顧問業者(第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。次条において同じ。)は、法令及び投資一任契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資一任契約に係る業務を行わなければならない。

(禁止行為)

第三十条の三 認可投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 投資一任契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
- 二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。
- 四 その認可投資顧問業者が行つた投資により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその認可投資顧問業者が行つた投資により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。))。
- 五 投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

- 六 特定の有価証券等に関し、認可投資顧問業者が行った投資に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく投資を行うこと。
- 七 通常取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと(第五号に掲げる行為に該当するものを除く。)
- 八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為
- 2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 二 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社等又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。
- 三 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 四 認可投資顧問業者の利害関係人である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為(顧客から一任された投資判断等の再委任)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、その締結する投資一任契約のすべてを第二条第四項第二号に規定する契約とし、かつ、当該契約のすべてにつき、同号に規定する顧客から一任された投資判断及び委任された権限の全部を同号に規定する政令で定める者に対し再委任するものとしてはない。

(兼業の制限等)

第三十一条 認可投資顧問業者は、投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務のほか、他の業務を営むことができない。ただし、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営もうとする場合においては、第二十三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第三十一条の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

- 2 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十八条の規定は、適用しない。

- 3 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為(顧客を相手方として行う[証券取引法第二条第十一項](#) 各号に掲げる行為を除く。)」とする。
- 4 認可投資顧問業者が許可外国証券業者である場合における第三十三条において準用する第十八条の規定の適用については、同条中「証券取引行為」とあるのは、「証券取引行為([外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項](#) に規定する取引所取引を除く。)」とする。
- 5 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。
- 6 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるものを」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該認可投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該認可投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。
- 7 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け([証券取引法第一百五十六条の二十四第一項](#) に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」につき媒介、取次ぎ若しくは代理」とあるのは、「貸付けにつき媒介([証券取引法第一百五十六条の二十四第一項](#) に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒介を除く。)、取次ぎ若しくは代理([同項](#) に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けに係るものを除く。)」とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項(その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。)は、政令で定める。

(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)

第三十一条の三 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるものに限る。)」とする。

- 2 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第三十三条において準用する第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。
- 3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。
- 4 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第二十七条第二項(第一号及び第二号を除く。)、第二十九条の二から第二十九条の五まで及び第三十六条第二項の規定は、適用しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、認可投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項(その行う投資一任契約に係る業務に関するものに限る。)は、政令で定める。

(認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為)

第三十一条の四 認可投資顧問業者は、投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 投資信託委託業として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第三十一条の五 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて証券業を営む場合

においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 二 証券業による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。
- 三 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

第三十一条の六 認可投資顧問業者は、第三十一条第二項の認可を受けて信託業務を営む場

合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 三 証券業務による利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。
- 四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為
(報告書の交付)

第三十二条 認可投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、内閣府令で定めるところにより、六月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による報告書の交付について準用する。

(準用規定)

第三十三条 第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条(第一項第三号を除く。)、第十五条第一項及び第二項、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同項第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項(投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。)」と、同項第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)」とあるのは「事項」と、第十六条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同項第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け([証券取引法第百五十六条の二十四第一項](#)に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」と読み替えるものとする。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十四条 投資顧問業者は、内閣府令で定めるところにより、有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言その他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(営業報告書の提出及び縦覧)

第三十五条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、内閣府令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

(立入検査等)

第三十六条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資顧問業者又はこれと取引する者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認可投資顧問業者の主要株主又は認可投資顧問業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置若しくは当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(第二十九条の二から第二十九条の四までの届出若しくは措置又は当該認可投資顧問業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、投資顧問業者又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合における当該投資顧問業者から第二条第四項第二号([投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項](#))の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者保護のため必要な限度において、当該投資顧問業者に対し、業務の方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三十八条 内閣総理大臣は、投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資顧問業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律又は[投資信託及び投資法人に関する法律](#)に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第六号、第八号(同項第七号に係る部分を除く。)又は第九号(同項第七号に係る部分を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関して、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、投資顧問業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は投資顧問業者の所在(法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該投資顧問業者から申出がないときは、当該投資顧問業者の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、[行政手続法](#) (平成五年法律第八十八号)[第三章](#)の規定は、適用しない。

(認可の取消し等)

第三十九条 内閣総理大臣は、認可投資顧問業者又は当該認可投資顧問業者から第二条第四項第二号([投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項](#))の規定により読

み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可投資顧問業者の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十七条第二項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。
 - 二 その行う投資一任契約に係る業務に関して、この法律([投資信託及び投資法人に関する法律](#) [第二編](#) から [第四編](#) までを含む。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - 三 第二十五条第一項に規定する認可に付した条件に違反したとき。
- 2 認可投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該認可投資顧問業者の登録が前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

(登録等の抹消)

第四十条 内閣総理大臣は、第九条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第二十九条第二項若しくは前条第二項の規定により認可がその効力を失つたとき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四条第三項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

(監督処分 of 公告)

第四十一条 内閣総理大臣は、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第六章 証券投資顧問業協会

(証券投資顧問業協会)

第四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、証券投資顧問業協会と称する**民法**（明治二十九年法律第八十九号）**第三十四条**の規定による法人を設立することができる。

2 証券投資顧問業協会（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第四十三条 協会でない者は、証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員という名称を用いてはならない。

（苦情の解決）

第四十四条 協会は、顧客等から会員の営む業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（内閣総理大臣に対する協力）

第四十五条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を図るため、内閣府令で定めるところにより、この法律の規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

（立入検査等）

第四十六条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該協

会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令)

第四十七条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的として、全国を単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する[民法第三十四条](#)の規定による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会でない者は、全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いてはならない。

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

第七章 雑則

(外国法人等に対する特例等)

第四十九条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合において、当該法人又は個人に対する第三十五条第一項に規定する営業報告書の提出期限に関する特例、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国で投資顧問業を営む者の駐在員事務所の設置の届出等)

第五十条 外国で投資顧問業を営む者(投資顧問業者を除く。以下この条において同じ。)は、有価証券等の市場に関する情報の収集及び提供その他有価証券等に関連のある業務で内閣府令で定めるものを行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含

む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、外国で投資顧問業を営む者に対し、前項の施設において行う同項に規定する業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(財務大臣への資料提出等)

第五十一条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資顧問業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、投資顧問業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、投資顧問業者又は証券投資顧問業協会若しくは全国証券投資顧問業協会連合会に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(権限の委任等)

第五十一条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十六条第一項の規定によるもの(有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)のうち、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六

条第一項(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるものを委員会に委任することができる。

- 4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第五十一条の三 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。)についての[行政不服審査法](#)(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(内閣府令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業とした者
- 二 第四条の登録を受けないで投資顧問業を営んだ者
- 三 不正の手段により第四条の登録を受けた者
- 四 第十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませた者
- 五 第二十二條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第三十条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者
- 六 第二十四条第一項の規定に違反して、認可を受けないで投資一任契約に係る業務を行つた者

第五十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二十五条第一項の規定により付した条件に違反した者
- 二 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んだ者

第五十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第二十六条第一項の認可申請書又は同条第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の認可申請書に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をして提出した者
- 三 第三十四条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者
- 四 第三十五条第一項の規定による営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書を提出した者
- 五 第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは

虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第五項の規定に違反して、投資顧問業を開始した者
- 二 第十八条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、証券取引行為を行つた者
- 三 第十九条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者
- 四 第二十条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者
- 五 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者
- 六 第二十九条の三(第二十九条の五において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 七 第三十一条第一項の規定に違反して、承認を受けないで投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者
- 二 第十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する事項を表示しなかつた者
- 三 第十三条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、著しく事实に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者
- 四 第十三条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者

五 第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項(第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十九条の二(第二十九条の五において準用する場合を含む。)の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

七 第三十一条第二項の規定に違反して、認可を受けないで証券業又は信託業務を営んだ者

八 第三十二条第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定に違反した者

三 第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第二十三条の規定に違反して、届出をせずに投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業又は信託業務を営んだ者

五 第二十九条の四(第二十九条の五において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第三十条の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

七 第三十一条第三項の規定に違反して、届出をせずに投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務を営んだ者

八 第三十七条の規定による命令に違反した者

九 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに第四十二条第二項の名簿の縦覧を拒んだ者

二 第四十七条(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第六十条 第十条第四項の規定による命令に違反して供託しなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条第一項又は第四十八条第三項の規定に違反して、証券投資顧問業協会又は全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いた者

三 第五十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる者(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社を除く。)は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、第四条の規定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、その者を投資顧問業者とみなして、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項(第二号を除く。)及び第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行及び証券投資信託法に基づき大蔵大臣の免許を受けた委託会社は、当分の間(次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)、第四条の規定にかかわらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合においては、当該信託業務を営む銀行及び委託会社を投資顧問業者とみなして、当該信託業務を営む銀行に対しては第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条(第一項第三号を除く。)、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第二号を除く。)及び第四十二条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を、当該委託会社に対しては第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第二号を除く。)並びに第四十二条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第三十八条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた信託業務を営む銀行又は委託会社を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された

者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に第五十条第一項に規定する施設を設置している者は、この法律の施行の日から三月以内に当該施設について同項に規定する業務の内容、施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可		
(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第四条(登録)の規定による投資顧問業者の登録	登録 件数	一件につき 九万円
(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項(認可)の規定による投資一任契約に係る業務の認可	認可 件数	一件につき 十五万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号の次に次の一号を加える。

七十九の二 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう。次条第四十五号の二において同じ。)を営む者の登録及び監督に関すること。

第四条第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 証券投資顧問業協会及び全国投資顧問業協会連合会の監督に関すること。

第五条第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、これを監督すること。

附 則（昭和六三年五月三十一日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「旧投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の規定により業務の内容及び方法を定めて大蔵大臣の認可を受けている投資顧問業者は、この法律の施行の際に当該業務の内容及び方法と同一の業務の内容及び方法を定めて前条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「新投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の大蔵大臣の認可を受けたものとみなす。この場合において、旧投資顧問業法第二十四条第一項の認可に係る旧投資顧問業法第二十五条第一項の条件は、新投資顧問業法第二十四条第一項の認可に係る新投資顧問業法第二十五条第一項の条件とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十二條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第百一号）の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等

に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成九年一二月一二日法律第一二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第百二十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第百三十六條、第百四十條、第百四十三條、第百四十七條、第百四十九條、第百五十八條、第百六十四條、第百八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第百八十八条から第百九十条までの規定 平成十年七月一日

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（次条において「旧投資顧問業法」という。）第三十一条ただし書の承認を受けて旧投信法第二条第四項に規定する委託会社の業務を営んでいる者は、施行日において新投資顧問業法第二十三条第一項の規定による証券投資信託委託業の営業の届出をしたものとみなす。

第百条 新投資顧問業法第三十二条の規定は、施行日以後に作成される同条に規定する報告書について適用し、施行日前に作成された旧投資顧問業法第三十二条に規定する報告書については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第百四十七条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(処分等の効力)

第百八十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第百八十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百九十条 附則第二条から第百四十六条まで、第百五十三条、第百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第百九十一条 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等に

かんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法

律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づ

いて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則 (平成十二年五月三十一日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所及び新金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一二年五月三十一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十六条 附則第六十二条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。)の規定(前条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、附則第二条第一項本文の規定によりなお効力を有することとされている場合における旧資産流動化法第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十九条第一項並びに第八十二条第二項及び第四項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第五十八号に掲げる罪とみなし、前条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧投信法第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五条第一項並びに第二百三十六条第二項及び第四項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第二十三号に掲げる罪とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一二年一月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一二月五日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九十四号)第二条の規定の施行の前日である場合には、第九条のうち農業協同組合法第三十条第十二項の改正規定中「第三十条第十二項」とあるのは、「第三十条第十一項」とする。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託、新証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関及び新金融先物取引法第二条第十五項に規定する金融先物清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三第四項及び第二十七条の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十七条の三十の八の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百九十八条の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第五項及び第百二十九条第四項の改正規定、第四条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十七条第一項の改正規定並びに第五条中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改正規定
定 この法律の公布の日

二 第一条中証券取引法第二条第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十八第三項及び第三十二条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「、銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える部分に限る。)、同条第六項、同法第五十四条第一項第四号及び同法第六十五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く。)並びに同法第六十五条の二第一項、同条第三項、同条第九項、第六十五条の三、第六十六条第五項及び第二百一条第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律第二条第一号の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定(「のうち銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える部分に限る。)、同法第二十二条第一項第四号の改正規定(「銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える部分に限る。)及び同項第五号の改正規定、第六条中商工組合中央金庫法第二十八条第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七条中農業協同組合法第十条第六項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八条中水産業協同組合法第十一条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七条第四項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第九十三条第二項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九条中中小企業等協同組合法第九条の八第二項第七号の改正規定、第十条中信用金庫法第五十三条第三項第二号及び第五十四条第四項第二号の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条第二項第八号及び第五十八条の二第一項第六号の改正規定、第十二条中農林中央金庫法第五十四条第四項第二号の改正規定、第十三条の規定、附則第十六条中租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十四の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七条中所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認可投資顧問業者(第四条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「新投資顧問業法」という。)第三条に規定する認

可投資顧問業者をいう。以下この条において同じ。)の主要株主(新投資顧問業法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は認可投資顧問業者を子会社(新投資顧問業法第二十七条第四項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「認可投資顧問業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該認可投資顧問業者等の主要株主となったものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「旧投資顧問業法」という。)第三十一条第二項の規定により認可を受けて証券業(新投資顧問業法第二十三条に規定する証券業をいう。)を営んでいる者(証券仲介業者(新投資顧問業法第二十二条第二項第二号に規定する証券仲介業者をいう。)又は許可外国証券業者(新投資顧問業法第二十二条第二項第二号に規定する許可外国証券業者をいう。))である場合を除く。)であって、旧投資顧問業法第三十一条第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資顧問業法第三十一条第三項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三百三十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月九日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定(「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に改める部分に限る。)並びに同法第百四十四条、第百六十三条第二項並びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律(以下この条において「外国証券業者法」という。)第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「投資信託法」という。)第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下この条において「投資顧問業法」という。)第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定 この法律の公布の日

二 第一条中証券取引法第十五条第一項及び第二項の改正規定(「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分に限る。)並びに同法第三十三条の二第一項、第六十六条の十六、第百三条の二第一項及び第百六条の十五の改正規定、第四条中投資信託法第十条の四第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二十九条の二第一項の改正規定並びに第七条中金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中証券取引法目次の改正規定(「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。)、同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定(「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の

六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十第一項から第三項まで、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第二項の改正規定、同法第二章の二第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条(第二号を除く。)及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。)、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第一百七条の二第一項第二号、第一百七条の三第一項第二号、第一百五十五条第一項第二号、第一百九十四条の六第二項第二号、第二百条第三号及び第二百五条第一号の改正規定、第二条中外国証券業者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定
平成十六年十二月一日

四 第一条中証券取引法第一百九十四条の六第三項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定並びに同法第一百九十四条の七の改正規定、第二条中外国証券業者法第四十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二百二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加え

る改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条の規定(同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第二十条及び第二十一条の規定 平成十七年七月一日

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合についての第十三条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日後である場合には、第五十二条のうち商業登記法第百十四条の三及び第百十七条から第百十九条までの改正規定中「第百十四条の三」とあるのは、「第百十四条の四」とする。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。